

[事案 28-292] 解約無効請求

・平成 30 年 6 月 26 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から税について不適切な説明があったことを理由に、解約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 5 月に、募集人から、翌月になると解約返戻金と払込保険料累計額の差額が 50 万円を超えて税金がかかるとの説明を受けたので、平成 22 年に加入した終身保険（保険料一時払）を解約し、その解約返戻金で被保険者の異なる別の保険に申込みをした。

本契約は、資産運用と被保険者の保障を目的としていたが、上記手続きにより被保険者の保障が減少すること、および本契約の方が後から申し込んだ契約よりも資産運用上有利であるにもかかわらず募集人が税金面のメリットだけを強調し、手続きを急かされたため、錯誤により解約してしまったものであることから、解約を無効にしてほしい。（なお、別の新契約はクーリング・オフ済みである。）

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は解約が翌月以降となった場合は一時所得の金額に対して課税が生じることを説明したところ、申立人が解約する意向を示したので、解約した場合は被保険者の死亡保障がなくなること、解約せずに本契約を継続することも可能であることを説明したうえで、解約手続きを案内している。
- (2) 解約手続きを急かした事実はない。
- (3) 募集人の行った説明および解約手続きに特段の問題はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、解約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。